

ワールド・ビジョン・ジャパンが企画するツアー／ワークキャンプ及び個人訪問
参加同意書

私はワールド・ビジョン・ジャパン(以下、「WVJ」という)が企画するツアー／ワークキャンプに参加するにあたり、または個人でチャイルドの住む地域を訪問するにあたり(以下、あわせて「ツアー」という)、下記の事項について理解し、確認・同意します。

- 1) 私は、このツアーの目的が、チャイルドの住む国、プログラム地の現状、子どもたちの生活の場などを実際に見聞し、支援活動を視察することを通して、ワールド・ビジョン(以下「WV」という)の活動全体への理解を深めることであることを理解し、他の参加者がいる場合はともに協力して安全で楽しい旅にしていこう行動します。また、WV スタッフが口頭・文書等により行なう注意事項に従うことに同意します。
- 2) 私は、国連が採択し日本が批准した『子どもの権利条約』を尊重し、これに基づき、子どもの保護を厳守します。また、すべての子どもとWVが活動する地域で生活する大人の身体的・精神的安全と権利を守ること(セーフガーディング)を最優先に行動し、WVJ の定める「セーフガーディング・ポリシー～子どもと受益者の安全が守られるために～」の遵守事項(別紙)を理解し、遵守します。
- 3) 私は、ツアー中に、子どもやWVのプログラムがある地域で生活する大人が危害を加えられたり、その危険性について気がついた場合には、速やかに、WV スタッフに報告します。
- 4) 私は、今回のツアー中も、ツアー終了後も、WV 事務所の承認と現地のスタッフの同行なしに、チャイルドや支援地域の子どものみを訪問しません。
- 5) 私は、現地の文化や習慣およびプロジェクト地での支援活動を尊重し、飲酒や喫煙等について、WV スタッフの指示に従い節度ある行動をとることに同意します。
- 6) 私は、子どもを撮影する場合には、必ず事前に WV スタッフに許可を得ます。
- 7) 私は、過去に子どもに関する何らの前科・前歴、および成人に対する虐待行為の前科・前歴、またその事実はありません。
- 8) 私は、本同意書とは別に、現地訪問時に現地 WV 事務所から、「セーフガーディング・ポリシー」または「チャイルド・プロテクション・ポリシー(子どもの保護ポリシー)」に関する同意書への署名を求められることを了解します。
- 9) 私は、ツアー中における怪我・盗難・病気(食中毒を含む)・事故、もしくは不測の事態(自然災害・戦乱・暴動・誘拐等)に際し、WVJ および WV 現地事務所が安全を最優先し無事に帰国できるよう全力をつくすことと理解していますが、万一の死亡や傷害に対する補償、誘拐についての身代金支払いやその折衝等については、WV の責任のおよぶ範囲ではないことを理解し同意のうえで参加します。

ツアーへの参加にあたり、以上の事項に同意し、下記署名のうえ WVJ に 1 部を提出し、1 部を自身で保管します。

署名年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名: _____ 印

パートナー番号(チャイルド・スポンサーの方のみ): _____

保護者署名(参加者が未成年者の場合のみ): _____ 印

住所: _____ 丁目

<保護者の皆さまへ>

未成年(18歳未満または19歳未満の高校生)の参加者には、ワールド・ビジョン・スタッフがより細心の注意と配慮を持って対応いたしますが、ツアー / ワークキャンプのグループの一員として未成年参加者にも本同意書へのご同意をいただいた上、ご署名をお願いしております。また、趣旨をご理解の上、保護者としても本同意書への署名をお願いいたします。

(別紙)

WV Jセーフガーディング・ポリシー ～子どもと受益者¹の安全が守られるために～

遵守事項

1. セーフガーディングに関する行動指針²

WVスタッフ及び関係者（インターン、ボランティア、役員・正会員、支援地訪問者、コミュニティのボランティア、委託先やパートナー、およびその関係者などを含むがこれに限られない。以下、同じとする。）は、各自の行いにおいて、子どもやWVのプログラムがある地域で生活する大人を保護し、性的搾取・虐待を防止し、WVがともに働く人々に対し、たとえ無意識であろうとも、害を与えることをしてはいけません。行動規範の根本原則は、その地域の文化慣習等を鑑みつつ、適切に子ども、異性、その他弱い立場にある大人等と関わることです。WVのスタッフおよび関係者は、WVの活動において、あらゆる子ども、およびすべてのWVのプログラムがある地域で生活する大人に対し、下記の事項を遵守しなければなりません。

WVスタッフおよび関係者は、以下を行います。

- a) 性的搾取・虐待を防ぐ環境を醸成・維持し、本行動指針の遂行を推進します。
- b) 自身の言葉遣いやその受け取られ方、行動、子どもやWVのプログラムがある地域で生活する大人との関係性に留意します。子どもや大人、そして彼らの権利を尊重した言動をします（デジタル上、ネット上の言動も含まれます）。
- c) 子どもやプログラム参加者の身体に触れる行為（スキンシップ等）やオンライン上のコンタクトは、それが文化的社会的に適切であることを確認したうえで行います。
- d) 子どもの行動を指導する場合には、肯定的で暴力等によらない適切な方法をとります。
- e) 組織を代表しているという意識を持ち、自身の言動に責任を負います。
- f) 子どもに対する自分自身の対応に常に責任を負います。たとえ、子どもが性的に不適切な言動をしたとしても、子どもとの関係で誤解を受ける状況避けることは、大人の責任です。

WVのスタッフおよび関係者は、以下の禁止事項を遵守します。 ただし、以下は本ポリシーに違反する行為の例であり、これに限られるものではありません。

- a) 子ども（18歳未満。日本にあつては、19歳未満の高校生を含む）に対して不適切なみだらな行為をせず、または、子どもと性的関係を持ちません。なお、当該国で法的に同意する能力が認められている年齢が18歳未満であったとしても、本項は適用されるものとします。また、児童婚をはじめ、不適切な行為や性的関係を助長・容認しません。また、将来の不適切な関係のために子どもに取り入っていると目される言動も行なってはいけません。
- b) WVのプログラムがある地域で生活する大人との性的関係を持つこともこれを求めることもしません。このような関係は決して容認されません。それは本質的に対等ではない力関係に基づくものだからです。このような関係は、WVの人道支援や開発援助の働きの信頼と品位を、根底から破壊する行為です。
- c) あらゆる子ども、そしてWVのプログラムがある地域で生活する大人を性的に虐待、搾取しません。
- d) 金銭、雇用、物品、サービス等を、性的関係（性的接待や、その他の屈辱的、搾取的、または尊厳を傷つけるような行為、買春等を含む）の見返りとして提供しません。また、その他の搾取的要求を行うことは、厳しく禁じられています。これには、既にプログラム参加者に提供されている支援への見返りも含まれます。
- e) WVのプログラム地域の子どもとの、デジタル・プラットフォーム（Facebook やTwitter など）やモバイル・テクノロジー（テキスト・メッセージ、Whatsapp、Skype など）、インターネットを介してのコミュニケーションは、保護者の承諾を得なければ、これを行いません。また、WVのスタッフまたは関係者は、子どもやプログラムに参加する大人と、不適切なまたは性的な方法で、モバイルやデジタル、インターネット等の媒体を通じたコミュニケーションは、決して行いません。

¹ 子どもと受益者とは、以下をいいます。

- 受益者：特定事業の直接的受益者のみならず、WVの事業活動の中でWVのスタッフや関係者によって何らかの害を被る可能性のある子どもおよび大人
- 子ども：受益者であるかどうかにかかわらず、すべての場所のあらゆる18歳未満の者。日本においては19歳未満の高校生も含む。

² WVJセーフガーディング・ポリシー2.1 記載のとおり

- f) 不適切な方法で、あるいは文化的配慮に欠けた方法で、子どもやWVのプログラムがある地域で生活する大人を愛撫したり、抱き締めたり、キスしたり、触ったりしません。
- g) 子どもやWVのプログラムがある地域で生活する大人に、不適切な、あるいは乱暴で無礼な言葉遣いをしません。また、相手を辱めたり、ばかにしたり、名誉を毀損したりしません。
- h) 他の人の目の届かないところや、扉を閉めた部屋、隔離された場所等で、必要以上に子どもやWVのプログラムがある地域で生活する大人と2人だけの時間を持ちません。
- i) 違法、または危険、不正な言動（有害な伝統的慣習や、霊的・儀礼的な虐待も含む）を容認したり、それに加わったりしません。
- j) どのような児童労働の形態であれ、子どもを雇用しません（「お手伝いさん」も含む）。ただし、それが子どもにとっての最善であり、当該国の法令と国際基準に反しない場合には、この限りではありません。（国際基準：「児童労働」は、子どもにとって精神的、肉体的、社会的、道徳的に危険で有害なものであり、教育の機会を妨げるものである。その一方、「子どもが働くこと」は、ILO条約によって認められ、大人が得る恩恵よりも子どもの利益が最優先とされるなら、有益な場合がある。）
- k) WVが実施するプログラムに参加している子どもに対し、あるいはWVのスタッフまたは関係者がWVの活動を実施するにあたって、子どもをたたいたり、その他の体罰をしません。
- l) WVの活動のために、子どもをひとりで車に同乗させることはしません。ただし、どうしても必要な事情があり、子どもの保護者と業務管理責任者の同意を得た場合は、この限りではありません。
- m) 子どもやプログラムに参加する大人の個人情報も適切に管理し、目的外には使用しません。
- n) WVのスタッフまたは関係者による本ポリシーに反する行為や疑わしい事象を、黙認、隠蔽しません。
- o) WV プログラムへの参加やその他の便益を、コミュニティのメンバーからの何らかの便宜と交換しません。これは権力の乱用にあたります。

2. コミュニケーション、SNS、デジタル媒体における行動指針³

(1) 尊厳

WVは、個人のイメージを映し出すにあたって、実際に写真や映像で撮影する前に、文化的な配慮や制約に留意します。また、映し出されるイメージが、状況や事実を正しく表現されるものであるようにします。どのようなコミュニケーション媒体であっても、子どもや大人を、尊厳を持つ存在として扱い、表現しなければなりません。子どもや大人を、無力な犠牲者として扱ったり、性的に挑発するようなポーズで撮影・表現したりしてはいけません。

(2) 許諾

WVの活動のための、文章・写真・ビデオ・音声・情報等の主な対象・被写体となる子どもや大人には、状況をよく説明し、事前に同意を得なければなりません（インフォームドコンセント）。そして、いつかなる理由であっても、彼らは同意を撤回する権利を有するものとします。WVは、インフォームドコンセントが為されたことを示せるようにしておかなければなりません。また、同意の撤回の意思が尊重されていることが分かる仕組みを備えておかなければなりません。

インフォームドコンセントとは、そのコンテンツの使用目的を説明し被写体がこれを理解するとともに、これに関する口頭もしくは書面での同意を得ることを言います。もし、主な被写体が子どもである場合には、保護者または法的な保護責任者からの書面での同意も必要です。下記の場合には、口頭での同意は認められません。大人または保護者等から、書面での同意を得ることが必要です。

- a) 個人的状況を公表することが、個人のプライバシーや、尊厳、安全、信用等を傷つける恐れがある場合
- b) 法的に必要とされる場合

(3) コミュニケーションでの悪影響の防止

WVは、子どもたちおよび大人に対する暴力と虐待を根絶することへの関心を高め、根絶を促進するために、彼らのストーリーを広く知ってもらおうと尽力します。WVは、コミュニケーション、コンテンツ収集、マーケティング等（デジタル・非デジタルの写真・ビデオ・音声クリップ、ストーリー、記事、その他あらゆるコミュニケーション媒体）による悪影響を防止するために、以下を行います。

- a) Web上で公開している写真等をWVの許可なく他サイト等でコピー利用できないよう、できる限りの予防措置を取ります（電子透かし、右クリック無効機能等の利用）。
- b) 子どもは特に弱い立場にあるため、Web等に掲載する素材では、子どもの姓やスポンサーシップ登録ID、子どもの住む場所や住所は、明らかに

³ WVJ セーフガーディング・ポリシー5.0 記載の抜粋

せず、名前(姓は除く)と国名のみを掲載します。また、保護者のいない子どもや、性産業に従事させられていた子どもなど、配慮を要する対象者の場合には、その子どもが特定できないように撮影し、仮名を使います。

- c) デジタル素材に子どもの名前が一部でも含まれる場合、その位置情報が明確になる (geo-tagged) ような写真・動画・音声の使い方はしません。必要な場合には、地域開発プログラム事務所等の位置情報に修正し、子どもの名前(姓は除く)のみを出すものとします。
- d) スポンサー、ドナー、訪問者やスタッフ、ボランティア、その他WV関係者が、支援地の子ども(登録・非登録チャイルドにかかわらず)と、WVの関知しないところで直接連絡をとることは認められません。
- e) WVは、スポンサーやドナー、訪問者、子ども、保護者等が何か不快な思いをしたり危険な目にあったりした場合に通告することができるよう、通告窓口を設けます。
※ 通告窓口：同行するスタッフがいる場合は当該WVスタッフ または WVJ 03-5334-5350(代表)

ワールド・ビジョン・ジャパンが企画するツアー／ワークキャンプ及び個人訪問
参加同意書

私はワールド・ビジョン・ジャパン(以下、「WVJ」という)が企画するツアー／ワークキャンプに参加するにあたり、または個人でチャイルドの住む地域を訪問するにあたり(以下、あわせて「ツアー」という)、下記の事項について理解し、確認・同意します。

- 1) 私は、このツアーの目的が、チャイルドの住む国、プログラム地の現状、子どもたちの生活の場などを実際に見聞し、支援活動を視察することを通して、ワールド・ビジョン(以下「WV」という)の活動全体への理解を深めることであることを理解し、他の参加者がいる場合はともに協力して安全で楽しい旅にしていこう行動します。また、WV スタッフが口頭・文書等により行なう注意事項に従うことに同意します。
- 2) 私は、国連が採択し日本が批准した『子どもの権利条約』を尊重し、これに基づき、子どもの保護を厳守します。また、すべての子どもとWVが活動する地域で生活する大人の身体的・精神的安全と権利を守ること(セーフガーディング)を最優先に行動し、WVJ の定める「セーフガーディング・ポリシー～子どもと受益者の安全が守られるために～」の遵守事項(別紙)を理解し、遵守します。
- 3) 私は、ツアー中に、子どもやWVのプログラムがある地域で生活する大人が危害を加えられたり、その危険性について気がついた場合には、速やかに、WV スタッフに報告します。
- 4) 私は、今回のツアー中も、ツアー終了後も、WV 事務所の承認と現地のスタッフの同行なしに、チャイルドや支援地域の子どものみを訪問しません。
- 5) 私は、現地の文化や習慣およびプロジェクト地での支援活動を尊重し、飲酒や喫煙等について、WV スタッフの指示に従い節度ある行動をとることに同意します。
- 6) 私は、子どもを撮影する場合には、必ず事前に WV スタッフに許可を得ます。
- 7) 私は、過去に子どもに関する何らの前科・前歴、および成人に対する虐待行為の前科・前歴、またその事実はありません。
- 8) 私は、本同意書とは別に、現地訪問時に現地 WV 事務所から、「セーフガーディング・ポリシー」または「チャイルド・プロテクション・ポリシー(子どもの保護ポリシー)」に関する同意書への署名を求められることを了解します。
- 9) 私は、ツアー中における怪我・盗難・病気(食中毒を含む)・事故、もしくは不測の事態(自然災害・戦乱・暴動・誘拐等)に際し、WVJ および WV 現地事務所が安全を最優先し無事に帰国できるよう全力をつくすことと理解していますが、万一の死亡や傷害に対する補償、誘拐についての身代金支払いやその折衝等については、WV の責任のおよぶ範囲ではないことを理解し同意のうえで参加します。

ツアーへの参加にあたり、以上の事項に同意し、下記署名のうえ WVJ に 1 部を提出し、1 部を自身で保管します。

署名年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名: _____ 印

パートナー番号(チャイルド・スポンサーの方のみ): _____

保護者署名(参加者が未成年者の場合のみ): _____ 印

住所: _____ 丁目

<保護者の皆さまへ>

未成年(18歳未満または19歳未満の高校生)の参加者には、ワールド・ビジョン・スタッフがより細心の注意と配慮を持って対応いたしますが、ツアー / ワークキャンプのグループの一員として未成年参加者にも本同意書へのご同意をいただいた上、ご署名をお願いしております。また、趣旨をご理解の上、保護者としても本同意書への署名をお願いいたします。

(別紙)

WV Jセーフゲーディング・ポリシー ～子どもと受益者¹の安全が守られるために～

遵守事項

1. セーフゲーディングに関する行動指針

WVスタッフ及び関係者（インターン、ボランティア、役員・正会員、支援地訪問者、コミュニティのボランティア、委託先やパートナー、およびその関係者などを含むがこれに限られない。以下、同じとする。）は、各自の行いにおいて、子どもやWVのプログラムがある地域で生活する大人を保護し、性的搾取・虐待を防止し、WVがともに働く人々に対し、たとえ無意識であろうとも、害を与えることをしてはいけません。行動規範の根本原則は、その地域の文化慣習等を鑑みつつ、適切に子ども、異性、その他弱い立場にある大人等と関わることです。WVのスタッフおよび関係者は、WVの活動において、あらゆる子ども、およびすべてのWVのプログラムがある地域で生活する大人に対し、下記の事項を遵守しなければなりません。

WVスタッフおよび関係者は、以下を行います。

- 性的搾取・虐待を防ぐ環境を醸成・維持し、本行動指針の遂行を推進します。
- 自身の言葉遣いやその受け取られ方、行動、子どもやWVのプログラムがある地域で生活する大人との関係性に留意します。子どもや大人、そして彼らの権利を尊重した言動をします（デジタル上、ネット上の言動も含まれます）。
- 子どもやプログラム参加者の身体に触れる行為（スキンシップ等）やオンライン上のコンタクトは、それが文化的社会的に適切であることを確認したうえで行います。
- 子どもの行動を指導する場合には、肯定的で暴力等によらない適切な方法をとります。
- 組織を代表しているという意識を持ち、自身の言動に責任を負います。
- 子どもに対する自分自身の対応に常に責任を負います。たとえ、子どもが性的に不適切な言動をしたとしても、子どもとの関係で誤解を受ける状況避けることは、大人の責任です。

WVのスタッフおよび関係者は、以下の禁止事項を遵守します。 ただし、以下は本ポリシーに違反する行為の例であり、これに限られるものではありません。

- 子ども（18歳未満。日本にあつては、19歳未満の高校生を含む）に対して不適切なみだらな行為をせず、または、子どもと性的関係を持ちません。なお、当該国で法的に同意する能力が認められている年齢が18歳未満であったとしても、本項は適用されるものとします。また、児童婚をはじめ、不適切な行為や性的関係を助長・容認しません。また、将来の不適切な関係のために子どもに取り入っていると目される言動も行っていないと見なされます。
- WVのプログラムがある地域で生活する大人との性的関係を持つこともこれを求めることもしません。このような関係は決して容認されません。それは本質的に対等ではない力関係に基づくものだからです。このような関係は、WVの人道支援や開発援助の働きの信頼と品位を、根底から破壊する行為です。
- あらゆる子ども、そしてWVのプログラムがある地域で生活する大人を性的に虐待、搾取しません。
- 金銭、雇用、物品、サービス等を、性的関係（性的接待や、その他の屈辱的、搾取的、または尊厳を傷つけるような行為、買春等を含む）の見返りとして提供しません。また、その他の搾取的要求を行うことは、厳しく禁じられています。これには、既にプログラム参加者に提供されている支援への見返りも含まれます。
- WVのプログラム地域の子どもとの、デジタル・プラットフォーム（Facebook やTwitter など）やモバイル・テクノロジー（テキスト・メッセージ、Whatsapp、Skype など）、インターネットを介してのコミュニケーションは、保護者の承諾を得なければ、これを行いません。また、WVのスタッフまたは関係者は、子どもやプログラムに参加する大人と、不適切なまたは性的な方法で、モバイルやデジタル、インターネット等の媒体を通じたコミュニケーションは、決して行いません。

¹ 子どもと受益者とは、以下をいいます。

- 受益者：特定事業の直接的受益者のみならず、WVの事業活動の中でWVのスタッフや関係者によって何らかの害を被る可能性のある子どもおよび大人
- 子ども：受益者であるかどうかにかかわらず、すべての場所のあらゆる18歳未満の者。日本においては19歳未満の高校生も含む。

² WVJ セーフゲーディング・ポリシー-2.1 記載のとおり

- f) 不適切な方法で、あるいは文化的配慮に欠けた方法で、子どもやWVのプログラムがある地域で生活する大人を愛撫したり、抱き締めたり、キスしたり、触ったりしません。
- g) 子どもやWVのプログラムがある地域で生活する大人に、不適切な、あるいは乱暴で無礼な言葉遣いをしません。また、相手を辱めたり、ばかにしたり、名誉を毀損したりしません。
- h) 他の人の目の届かないところや、扉を閉めた部屋、隔離された場所等で、必要以上に子どもやWVのプログラムがある地域で生活する大人と2人だけの時間を持ちません。
- i) 違法、または危険、不正な言動（有害な伝統的慣習や、霊的・儀礼的な虐待も含む）を容認したり、それに加わったりしません。
- j) どのような児童労働の形態であれ、子どもを雇用しません（「お手伝いさん」も含む）。ただし、それが子どもにとっての最善であり、当該国の法令と国際基準に反しない場合には、この限りではありません。（国際基準：「児童労働」は、子どもにとって精神的、肉体的、社会的、道徳的に危険で有害なものであり、教育の機会を妨げるものである。その一方、「子どもが働くこと」は、ILO条約によって認められ、大人が得る恩恵よりも子どもの利益が最優先とされるなら、有益な場合がある。）
- k) WVが実施するプログラムに参加している子どもに対し、あるいはWVのスタッフまたは関係者がWVの活動を実施するにあたって、子どもをたたいたり、その他の体罰をしません。
- l) WVの活動のために、子どもをひとりで車に同乗させることはしません。ただし、どうしても必要な事情があり、子どもの保護者と業務管理責任者の同意を得た場合は、この限りではありません。
- m) 子どもやプログラムに参加する大人の個人情報も適切に管理し、目的外には使用しません。
- n) WVのスタッフまたは関係者による本ポリシーに反する行為や疑わしい事象を、黙認、隠蔽しません。
- o) WVプログラムへの参加やその他の便益を、コミュニティのメンバーからの何らかの便宜と交換しません。これは権力の乱用にあたります。

2. コミュニケーション、SNS、デジタル媒体における行動指針³

(1) 尊厳

WVは、個人のイメージを映し出すにあたって、実際に写真や映像で撮影する前に、文化的な配慮や制約に留意します。また、映し出されるイメージが、状況や事実を正しく表現されるものであるようにします。どのようなコミュニケーション媒体であっても、子どもや大人を、尊厳を持つ存在として扱い、表現しなければなりません。子どもや大人を、無力な犠牲者として扱ったり、性的に挑発するようなポーズで撮影・表現したりしてはいけません。

(2) 許諾

WVの活動のための、文章・写真・ビデオ・音声・情報等の主な対象・被写体となる子どもや大人には、状況をよく説明し、事前に同意を得なければなりません（インフォームドコンセント）。そして、いつかなる理由であっても、彼らは同意を撤回する権利を有するものとします。WVは、インフォームドコンセントが為されたことを示せるようにしておかなければなりません。また、同意の撤回の意思が尊重されていることが分かる仕組みを備えておかなければなりません。

インフォームドコンセントとは、そのコンテンツの使用目的を説明し被写体がこれを理解するとともに、これに関する口頭もしくは書面での同意を得ることを言います。もし、主な被写体が子どもである場合には、保護者または法的な保護責任者からの書面での同意も必要です。下記の場合には、口頭での同意は認められません。大人または保護者等から、書面での同意を得ることが必要です。

- a) 個人的状況を公表することが、個人のプライバシーや、尊厳、安全、信用等を傷つける恐れがある場合
- b) 法的に必要とされる場合

(3) コミュニケーションでの悪影響の防止

WVは、子どもたちおよび大人に対する暴力と虐待を根絶することへの関心を高め、根絶を促進するために、彼らのストーリーを広く知ってもらおう尽力します。WVは、コミュニケーション、コンテンツ収集、マーケティング等（デジタル・非デジタルの写真・ビデオ・音声クリップ、ストーリー、記事、その他あらゆるコミュニケーション媒体）による悪影響を防止するために、以下を行います。

- a) Web上で公開している写真等をWVの許可なく他サイト等でコピー利用できないよう、できる限りの予防措置を取ります（電子透かし、右クリック無効機能等の利用）。
- b) 子どもは特に弱い立場にあるため、Web等に掲載する素材では、子どもの姓やスポンサーシップ登録ID、子どもの住む場所や住所は、明らかに

³ WVJ セーフガーディング・ポリシー5.0 記載の抜粋

せず、名前(姓は除く)と国名のみを掲載します。また、保護者のいない子どもや、性産業に従事させられていた子どもなど、配慮を要する対象者の場合には、その子どもが特定できないように撮影し、仮名を使います。

- c) デジタル素材に子どもの名前が一部でも含まれる場合、その位置情報が明確になる (geo-tagged) ような写真・動画・音声の使い方はしません。必要な場合には、地域開発プログラム事務所等の位置情報に修正し、子どもの名前(姓は除く)のみを出すものとします。
- d) スポンサー、ドナー、訪問者やスタッフ、ボランティア、その他WV関係者が、支援地の子ども(登録・非登録チャイルドにかかわらず)と、WVの関知しないところで直接連絡をとることは認められません。
- e) WVは、スポンサーやドナー、訪問者、子ども、保護者等が何か不快な思いをしたり危険な目にあったりした場合に通告することができるよう、通告窓口を設けます。

※ 通告窓口：同行するスタッフがいる場合は当該WVスタッフ または WVJ 03-5334-5350(代表)